

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る入札の公告.....	13
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	14
○特定調達契約に係る入札の公告.....	14
道監査委員公表	
○監査公表第1号.....	16
道公安委員会告示	
○良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定の一部改正.....	16

目 次 ページ

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令
北海道議会
北海道企業局
北海道道立病院局

○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... (職員厚生課)	1
告 示	
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (農業施設管理課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可 (農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除..... (維持管理防災課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	4
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	5
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	6
○特定調達契約に係る入札の公告.....	7
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	8
○特定調達契約に係る入札の公告.....	9
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	10
○特定調達契約に係る入札の公告.....	11
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	12

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令
北海道議会
北海道企業局
北海道道立病院局

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令第1号
北海道議会
北海道企業局
北海道道立病院局

庁 中 一 般
部 局

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月2日

北 海 道 知 事 鈴 木 直 道
北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛
北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知
北海道代表監査委員 深 瀬 聡
北海道議会議長 村 田 憲 俊
北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也
北海道病院事業管理者 鈴 木 信 寛

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

北海道職員安全衛生管理規程（平成29年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局・北海道道立病院局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第3号中「第16条第3項第2号」を「第16条第3項第3号」に改める。

第16条第3項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第17条第3項中「又はは」を「又は」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 安全衛生管理者は、前項の職員の死亡が自殺とされた場合においては、その要因及び周囲の職員の心身の状況の把握に努めるとともに、これらの周囲の職員に対して面接、研修等を実施することにより、その再発の防止及び発生の予防に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、安全衛生管理者は、必要に応じ、自殺した職員の周囲の職員に産業医等又は保健師による健康相談を受けさせることその他これらの職員の心の健康の保持に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則に次の1項を加える。

（北海道連合海区漁業調整委員会等の事務局の職員に係る特例）

7 当分の間、北海道連合海区漁業調整委員会及び北海道内水面漁場管理委員会の事務局の職員にあっては水産林務部長を、各海区漁業調整委員会及び各連合海区漁業調整委員会（北海道連合海区漁業調整委員会を除く。）の事務局の職員にあっては当該職員が勤務する総合振興局又は振興局長をそれぞれ所属長とみなして、この訓令の規定を適用する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、北竜土地改良区が管理する伊藤の沢川ダムに係る管理規程を認可した。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

伊藤の沢川ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、北竜土地改良区が管理する岩村ダムに係る管理規程の変更を認可した。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

岩村ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、北竜土地改良区が管理する伊藤の沢ダムに係る管理規程の廃止を認可した。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

廃止した管理規程の概要

伊藤の沢ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（8号線地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和3年3月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 函館市尾札部町1944の2

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町大津屋沢51（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

釧路緑ヶ岡・貝塚（I-9-12-2733）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

釧路市緑ヶ岡・貝塚（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路材木町1 (I-9-17-2738)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市材木町1 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路米町4丁目 (I-9-31-2752)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市米町4丁目 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路柏木町 (I-9-35-2756)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市柏木町 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採2丁目5 (I-9-50-2771)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採2丁目 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採7丁目1 (I-9-56-2777)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採7丁目 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路桜ヶ岡3丁目3 (I-9-69-2790)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市桜ヶ岡3丁目 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月2日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路緑ヶ岡・貝塚 (I-9-12-2733)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市緑ヶ岡6丁目、貝塚2丁目 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路材木町1 (I-9-17-2738)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市材木町、貝塚1丁目 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路米町4丁目（I-9-31-2752）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市米町3丁目、米町4丁目、弁天ヶ浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路柏木町（I-9-35-2756）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市柏木町、千代ノ浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採2丁目5（I-9-50-2771）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採7丁目1（I-9-56-2777）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採7丁目、鶴ヶ岱3丁目、緑ヶ岡5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路桜ヶ岡3丁目3（I-9-69-2790）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市桜ヶ岡3丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道空知総合振興局長 高野 瑞洋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
公物管理用パトロールカーの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和3年9月1日から令和9年8月23日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 深川市錦町北4番11号
北海道空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年3月2日（火）から同月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和3年4月12日（月）午前10時（送付による場合は、同月9日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
- (3) 電話番号 011-561-0383

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Patrol Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 12, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 9, 2021)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁後志教育局長 中澤美明

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 令和3年3月2日に一般競争入札の公告を行う北海道余市養護学校スクールバス運行業務委託契約

(2) 資格 北海道余市養護学校スクールバス運行業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
- (3) 令和元年度又は令和2年度において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 令和3年3月2日（火）から同月10日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

(3) 電話番号 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁後志教育局長 中澤美明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

北海道余市養護学校スクールバス運行業務

ア 錢函・朝里便（1日当たりの単価）

イ 小樽駅・朝里便（1日当たりの単価）

ウ 小樽駅便（1日当たりの単価）

調達予定数量については、スクールバス運行コース一覧のとおりとする。

（スクールバス運行コース一覧は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁後志教育局告示第19号に規定する北海道余市養護学校スクールバス運行業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎1階保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和3年3月17日（水）午後2時（送付による場合は、同月16日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

(3) 電話番号 0136-23-1979

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus service contract of the Hokkaido Yoichi Special Needs School
- a Zenibako・asari course
- b Otarueki・asari course
- c Otarueki course
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 17, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 16, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁渡島教育局告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁渡島教育局長 谷垣 朗

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和3年3月2日に一般競争入札の公告を行う北海道函館養護学校スクールバス運行契約
- (2) 資格 北海道函館養護学校スクールバス運行契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 北海道函館養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの運行業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第

- 1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
- (3) 北海道函館養護学校からの連絡を受けてから、1時間30分以内に当該校に到着できること。
- (4) 次の仕様を満たした貸切りのバスを同時に運行できること。
- ア 大型バス2台
- (ア) 座席数 27席以上（補助席を除く。）及び車椅子・バギー固定スペース5台以上
- (イ) 装備品 車椅子昇降用リフト、車椅子・バギー固定用金具及び座席用幅広胸ベルト
- イ 小型バス1台
- (ア) 座席数 10席以上（補助席を除く。）
- (イ) 装備品 座席用幅広胸ベルト
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年3月2日（火）から同月10日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道函館養護学校スクールバス運行業務

ア	Aコース（1日3便）（1日当たりの単価）	37日
イ	Aコース（1日2便）（1日当たりの単価）	166日
ウ	Bコース（1日3便）（1日当たりの単価）	117日
エ	Bコース（1日2便）（1日当たりの単価）	86日
オ	Bコース（1日1便）（1日当たりの単価）	203日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁渡島教育局告示第26号に規定する北海道函館養護学校スクールバス運行契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階401号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和3年3月15日（月）午前10時（送付による場合は、同月12日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア 北海道七飯養護学校スクールバス運行業務（通常分）

- (ア) 5号線コース（1日3便） 119日
- (イ) 5号線コース（1日2便） 87日
- (ウ) 産業道路コース（1日2便） 206日
- (エ) 五稜郭コース（1日3便） 119日
- (オ) 五稜郭コース（1日2便） 87日

イ 北海道七飯養護学校スクールバス運行業務（増便等分）

- (ア) 産業道路コース（1日1便） 206日
- (イ) 北斗市コース（1日3便） 119日
- (ウ) 北斗市コース（1日2便） 87日

(2) 予 定 時 期 令和3年3月頃（入札期日の前日から起算して13日前までに公告する。）

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局に届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus services contract of the Hokkaido Hakodate Special Needs School
 - a Course A (3 times a day) 37 services
 - b Course A (2 times a day) 166 services
 - c Course B (3 times a day) 117 services
 - d Course B (2 times a day) 86 services
 - e Course B (1 time a day) 203 services
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 15, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 12, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和3年3月2日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校スクールバス運行契約（通常分）
- (2) 資 格 北海道七飯養護学校スクールバス運行契約（通常分）に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道七飯養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの運行業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
- (3) 北海道七飯養護学校からの連絡を受けてから、1時間30分以内に当該校に到着できること。
- (4) 次の仕様を満たした貸切りのバスを同時に運行できること。

大型バス 3台

ア 座席数 45席以上（補助席を除く。）

イ 添乗員 各2名

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年3月2日（火）から同月10日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

北海道七飯養護学校スクールバス運行業務（通常分）

- | | |
|---------------------------|------|
| ア 5号線コース（1日3便）（1日当たりの単価） | 119日 |
| イ 5号線コース（1日2便）（1日当たりの単価） | 87日 |
| ウ 産業道路コース（1日2便）（1日当たりの単価） | 206日 |
| エ 五稜郭コース（1日3便）（1日当たりの単価） | 119日 |
| オ 五稜郭コース（1日2便）（1日当たりの単価） | 87日 |

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁渡島教育局告示第28号に規定する北海道七飯養護学校スクールバス運行契約（通常分）に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階401号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和3年3月15日（月）午前10時（送付による場合は、同月12日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和3年3月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第27号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ (<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。
(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局に届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額(単価)であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : The School bus services contract of the Hokkaido Nanae Special Needs School for normal services

- a Course 5 gosen (3 times a day) 119 services
b Course 5 gosen (2 times a day) 87 services
c Course Sangyodoro (2 times a day) 206 services
d Course Goryokaku (3 times a day) 119 services

e Course Goryokaku (2 times a day) 87 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 15, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 12, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第30号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和3年3月2日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校スクールバス運行契約(増便等分)
(2) 資 格 北海道七飯養護学校スクールバス運行契約(増便等分)に関する資格(以下「資格」という。)
(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道七飯養護学校の児童生徒が登校時に使用する通学用バスの運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
(2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
(3) 北海道七飯養護学校からの連絡を受けてから、1時間30分以内に当該校に到着できること。
(4) 次の仕様を満たした貸切りのバスを運行できること。

- 大型バス 2台
 ア 座席数 45席以上（補助席を除く。）
 イ 添乗員 各2名
- 3 資格要件の特例
 平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年3月2日（火）から同月10日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
 なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
 (3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日
 北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量
 北海道七飯養護学校スクールバス運行業務（増便等分）
- ア 産業道路コース（1日1便）（1日当たりの単価） 206日
 イ 北斗市コース（1日3便）（1日当たりの単価） 119日

- ウ 北斗市コース（1日2便）（1日当たりの単価） 87日
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 令和3年北海道教育庁渡島教育局告示第30号に規定する北海道七飯養護学校スクールバス運行契約（増便等分）に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階401号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和3年3月15日（月）午前10時（送付による場合は、同月12日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 一連の調達契約に関する事項
 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 令和3年3月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第27号
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方

運輸局に届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus services contract of the Hokkaido Nanae Special Needs School for increased services

- a Course Sangyodoro (1 time a day) 206 services
- b Course Hokutoshi (3 times a day) 119 services
- c Course Hokutoshi (2 times a day) 87 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 15, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 12, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁十勝教育局告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁十勝教育局長 村上由佳

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類

は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和3年3月2日に一般競争入札の公告を行う北海道帯広養護学校スクールバス運行業務
- (2) 資格 北海道帯広養護学校スクールバス運行業務に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送業の免許又は許可を現に受けている者であること。
- (2) 北海道帯広養護学校スクールバス運行業務（通常分）の運行時に、1台につき添乗員を2名乗務させ、児童・生徒の介助等ができること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年3月2日（火）から同月10日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電話番号 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月2日

北海道教育庁十勝教育局長 村上由佳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

ア 北海道帯広養護学校スクールバス運行業務（通常分）

(ア) Aバス（1日3便）（1日当たりの単価） 365日

(イ) Aバス（1日2便）（1日当たりの単価） 252日

(ウ) Bバス（1日3便）（1日当たりの単価） 365日

(エ) Bバス（1日2便）（1日当たりの単価） 252日

(オ) Cバス（1日3便）（1日当たりの単価） 365日

(カ) Cバス（1日2便）（1日当たりの単価） 252日

イ 北海道帯広養護学校スクールバス運行業務（増便分）

(ア) Dバス（1日当たりの単価） 207日

(イ) Eバス（1日当たりの単価） 207日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 1の(1)のア 令和3年4月1日から令和6年3月29日まで

イ 1の(1)のイ 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳入予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁十勝教育局告示第6号に規定する北海道帯広養護学校スクールバス運行業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年3月17日（水）午前10時（送付による場合は、同月16日（火）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tsky/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

(1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局に届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

(3) 電話番号 0155-26-9237

10 Summary

A Nature and quantity of products to be procured : chartered school bus with a driver course A bus (3 round trip one day) 365 services, A bus (2 round trip one day) 252 services, B bus (3 round trip one day) 365 services, B bus (2 round trip one day) 252 services, C bus (3 round trip one day) 365 services, C bus (2 round trip one day) 252 services, D bus 207 services, E bus 207 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 17, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 16, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome,
Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

で、695番1から695番15まで、726番、727番1、728番1、731番から733番まで、743番1から743番4まで、744番1及び744番2、745番から748番まで、753番1及び753番3、754番1から754番18まで、755番、758番並びに759番のうち都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域内の地域

4の事項を削り、5の事項を4の事項とし、6の事項を削る。

7の事項中「道々」を「道道」に改め、同事項を5の事項とする。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により、令和2年度に係る随時監査（工事）を実施したので、同条第9項の規程により、その結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和3年3月2日

北海道監査委員 富 原 亮
北海道監査委員 北 口 雄 幸
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 佐 藤 敏

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第34号

昭和60年北海道公安委員会告示第24号（良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月2日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

3 小樽市朝里川温泉2丁目670番地1から670番21まで、673番1から673番73まで、674番、675番2及び675番3、676番1から676番13まで、677番7から677番18まで、681番1から681番24まで、682番2から682番9まで、685番6、685番15及び685番16、686番1から686番71まで、687番1から687番20まで、688番1及び688番2、689番1及び689番2、690番及び691番、692番1から692番115まで、693番2から693番9まで、694番2から694番69ま